

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ◎一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ◎「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

国民年金保険料の「後納制度」について

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。

しかしながら、法律改正による時限措置として、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

後納制度を利用するには、申込みが必要です。

詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル」（0570-003-004）またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

<問合せ先>東通村税務住民課住民G（☎ 27-2111）、むつ年金事務所（☎ 22-2278）

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で亡くなられた戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

費用は、参加費として10万円で、平成29年度参加者以外は、複数回の応募ができます。

日程及び申込みの詳細は次のところまでご連絡ください。

※日程等の詳細：日本遺族会事務局 ☎03-3261-5521

※申 込 先：（公・社）青森県遺族連合会 青森市中央3丁目20-30 ☎017-722-4819

【実施地域】

- （広域地域）①ビスマーク諸島 ②東部ニューギニア ③西部ニューギニア ④北ボルネオ・マレー半島
⑤マリアナ諸島 ⑥トラック・パラオ諸島 ⑦フィリピン（1次） ⑧ソロモン諸島
⑨ミャンマー・タイ ⑩台湾・バシー海峡 ⑪マーシャル・ギルバート諸島
⑫フィリピン（2次） ⑬中国

- （特定地域）①西部ニューギニア ②東部ニューギニア ③ミャンマー